

### 3 衛生管理者の業種による選任要件（安衛則第7条第1項第3号）

事業場に選任できる衛生管理者の有資格者は、業種によって決められている（安衛則第7条第1項第3号）。次の表に掲げる業種では、第二種衛生管理者免許の所持者を事業場の衛生管理者に選任できず、記載されている者のみが選任の対象になる（その他の業種では、第二種衛生管理者免許の所持者から衛生管理者を選任できる）。

業種の区分	専任すべき対象者
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生工学衛生管理者</li> <li>第一種衛生管理者</li> <li>医師、歯科医師</li> <li>労働衛生コンサルタント</li> </ul>
その他の業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生工学衛生管理者</li> <li>第一種衛生管理者</li> <li>第二種衛生管理者</li> <li>医師、歯科医師、</li> <li>労働衛生コンサルタント</li> </ul>

### 4 産業医の選任要件

（安衛令第5条）（安衛則第13条第1項第3号、第4号）

事業場の規模	選任数
50人以上	1人（非専属も可）
1,000人以上	1人（専属の者）
3,001人以上	2人以上（1名以上専属の者）

※ 有害業務（安衛則第13条第1項第3号に定める業務）に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、専属の産業医の選任義務あり。

### 問2

衛生管理者が管理すべき業務として、法令上、定められていないものは次のうちどれか。

ただし、次のそれぞれの業務のうち衛生に係る技術的事項に限るものとする。

- （1）労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- （2）安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- （3）少なくとも毎日1回作業場等を巡視し、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- （4）化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- （5）健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

## 解説 問2 衛生管理者の業務

衛生管理者が管理すべき業務は、安衛法第10条第1項と安衛則第3条の2に掲げる業務（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）のうち、衛生に係る技術的事項である（安衛法第12条第1項）。まとめると、次のとおり。

- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
  - 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
  - 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
  - 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
  - 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
  - 安衛法第28条の2第1項等による、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
  - 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (1) 定められている。安衛法第10条第1項第4号に該当する。
  - (2) 定められている。安衛則第3条の2第1号に該当する。
  - (3) **定められていない**。上記に挙げた業務とは別に、衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない、とされている（安衛則第11条第1項）。巡視の法定頻度は毎日1回ではない。
  - (4) 定められている。安衛則第3条の2第2号に該当する。
  - (5) 定められている。安衛法第10条第1項第3号に該当する。

▶▶ 解答 (3)

### ▶ Point!

安衛則が定める衛生管理者が行うべき作業場等の定期巡視の頻度は、少なくとも毎週1回である。

関連問題 令7.4 問3 令6.4 問3

## 問3

衛生委員会に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 衛生委員会の議長を除く委員の半数については、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- (2) 衛生委員会の議長は、原則として、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した委員がなるものとする。
- (3) 事業場に専属ではないが、衛生管理者として選任している労働衛生コンサルタントを、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (4) 作業環境測定を外部の作業環境測定機関に委託して実施している場合、当該作業環境測定を実施している作業環境測定士を、衛生委員会の委員として指名することができる。
- (5) 衛生委員会の付議事項には、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することが含まれる。